

2026年(令和8年)

9/10

No. 1352

東京都トラック時報

昭和43年8月16日 第三種郵便物認可 毎月2回(10・25日)発行 1部 90円(送料別)

機関紙

一般社団法人
発行所 東京都トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
(東京都トラック総合会館)

☎(03)3359-6251(代表)

☎(03)3359-4134(総務部広報・情報G)

《ホームページアドレス》<https://www.totokyo.or.jp/>

東京都へ特別要望を提出

東ト協
9年度

労働力対策・首都高割引・ZEV支援求める

東京都トラック協会水野功会長は9月3日、都民ファーストの会東京都議団・都議会公明党・東京都議会自由民主党に対し、それぞれ令和9年度「東京都への特別要望」を提出した。2030年に予測されるドライバ（輸送能力）不足の解消に向け、法改正への対応が求められる中、「労働力対策」を重点要望として、

掲げたほか、都内で営業する事業者の立場から「首都高割引の継続」「ゼロエミッション・ビークル(ZEV)トラックの普及支援」を強く要請。事業継続をはじめ、交通安全対策や環境対策、また、災害時の緊急輸送対策などの基盤となる「東京都運輸事業振興助成交付金」の増額も求めた。

(要望項目は5面掲載)

都議会各党による9年度大口・多頻度割引制度の度都予算などに関するヒアリングには、水野会長と鈴木隆志副会長(税制金融委員長)をはじめ、各副会長や本部事務局役員らが出席。東ト協の要望書とともに、全日本トラック協会の要望書も提出し、業界要望の実現と支援を要請した。

東ト協の特別要望は全10項目で、「多様な人材が就労できるような労働力対策」「高速道路の料金対策」「首都高高速における

大人口・多頻度割引制度の維持・継続」環境に関する取組みへの支援/ZEVトラックの普及促進「トラック運送事業の経営基盤確立対策」を重点要望と位置づけた。

水野会長は要望に当たり、「私もトラック運送事業者は、都民の暮らしや経済活動を支えるエッセンシャルワーカーとしての重要な役割を自覚し、輸送能力の不足が顕在化しないよう必死に取り組む」と強調した。

さらに、「環境対策による燃料使用量の削減に

東京の物流維持に交付金増額を

都民ファーストの会東京都議団



都議会公明党



東京都議会自由民主党



業継続には、若年層や女性の採用・定着に向けた教育支援や、働きやすい職場環境の整備へのさらなる支援が必要とした。

また、外国人トラックドライバの採用に向けた検討・取り組みを進めているものの、多額のコストがかかる現状を踏まえ、特定技能制度を活用した外国人ドライバの円滑な受け入れに向け、人材採用、安全教育、日本語研修などへの支援を要請した。

2つ目は、8年7月に公表した首都高道路料金改定で、中型車・大型車・特大型車を対象とする大口・多頻度割引の拡充措置が12年7月から縮小され、13年3月末で終了する方針が示されたことについて、事業者負担の増加は事業継続を危うくし、サプライチェーンの

能確保が困難になる」と述べた上で、重点要望の1つとして、交付金の増額を強く訴えた。

引き続き、鈴木副会長がほかの重点要望について説明。

1つ目は、深刻化するトラックドライバの担い手不足について、事業者の努力だけでは改善が難しく、ドライバの平均年齢も50歳を超えて上昇傾向にあると指摘。事

関東地域事業用自動車安全会議

冒頭、澤井局長は、「管内の事業用自動車の事故件数は、5年のスパンで見るとコロナ禍で急激に減少したが、全体では横ばいから微増となっている。さらなる事故件数の削減など、目標を定めた『関東地域事業用自動車安全施策2030』を審

議していただきたい」とあいさつした。

会議では、関東局管内の事業用自動車の事故発生状況などについて報告したほか、関東地域事業用自動車安全施策2030(案)について審議した。

関東安全施策2030を審議



また、各業界団体の取り組みでは、委員として出席した関東トラック協会の「関東圏における自動車事故防止対策検討会」の鳥ノ海学委員長(東ト協副会長・運輸安全委員長)と同山崎正専務理事(東ト協専務理事)が、過去の事例に基づく健康起因事故防止、トラック事業者の適切な運行

物効法特定貨物運送事業者向け説明会

国交省
全ト協

国土交通省は9月16日午前10時30分から正午まで、全日本トラック協会と共催で「物流効率化法に関する特定貨物自動車運送事業者を対象とした説明会」をハイブリッド方式で開催する。オンライン開催の定員は1000人(定員になり次第締め切り)。8月18日に開催した説明会と同内容。参加申し込みは、申込フォームから。詳細は、東ト協ホームページを参照。

9月16日開催

紙面あんない

地方近代化基金利子補給率変更
東ト協8年度第1回労務厚生委員会
東ト協8年度第1回環境委員会
9年度「東京都」への特別要望
第2回適正原価設定有識者検討会

7 5 4 4 3

古紙パルプ含有率80%再生紙を使用 R20

10月は「不正軽油防止強化月間」

東京都主税局は10月1日から31日まで、「不正軽油防止強化月間」の取り組みとして、今年度のPRチラシ(写真)を作成し、不正軽油の使用・製造・販売の防止を広く呼びかけている(本号に案内チラシを同封)。

チラシでは、不正軽油を「作らない・使わない・売らない・買わない」ことを呼びかけ、軽油引取税(1リットルあたり15円)の適正な納付と不正軽油の根絶を訴えている。

また、不正軽油の流通抑止や情報を受け付けるための「不正軽油110番(フリーダイヤル0120・231・793)」を設置しており、周知を図るため各種PRを行うなど啓発活動を進めている。



トラックフェスタ2026

東ト協
9月12日土
代々木公園
(6面に関連)

9月は「価格交渉促進月間」

経産省

経済産業省は8月27日、関係事業者団体を通じて、赤澤亮正大臣名で「2026年9月『価格交渉促進月間』の実施について」の文書を発出し、傘下の事業者に周知徹底を求めた。

中東情勢の変化などにより、原材料価格やエネルギーコストなどが上昇する中、価格転嫁・取引適正化の重要性が一層高まっている。9月は2026年度下期の価格改定時期を迎える企業も多く、価格交渉が本格化する重要な時期として、適切な価格転嫁に向けた取り組みを促す。

価格転嫁に適切な対応を



3月と9月は/
価格交渉促進月間

取引先への価格交渉は、価格転嫁に適切な対応を。価格交渉促進月間は、価格転嫁に適切な対応を。価格交渉促進月間は、価格転嫁に適切な対応を。

価格交渉・価格転嫁への積極的な対応▽「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知と積極的な活用▽フォロアアップ調査への協力▽中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の改正内容の周知・徹底▽パートナーシップ構築宣言への参加

況などを確認するアンケート調査

災害時等における運転者選任要件について

国土交通省

国土交通省はこのほど、関係業界団体を通じて「災害時等における貨物自動車運送事業の運転者選任要件について」の文書を発出し、傘下の会員事業者等に周知徹底を求めた。

1. 派遣先事業者は、次に掲げる事項について法令を遵守した上で、臨時派遣運転者を派遣先事業者の常時選任以外の者として選任することが可能である。
2. 安全規則第9条の5に定める必要事項等を運転者等台帳に記載し、当該台帳を営業所に備え付けること。
3. 臨時派遣運転者に対しては、安全規則第10条に定める必要な指導及び監督が行われていること。
4. 前述3項の措置は、災害時等の緊急を要する状況に限り適用される措置である。

これは、災害時など緊急を要する状況における貨物自動車運送事業の運転者選任要件について、改めて特例措置を示したものの、災害などによって運転者不足が生じた場合、一定の条件のもと、他の運送事業者から派遣された運転者を臨時に選任して運行できることを明確化した。主な内容は次の通り。

災害時の運転者選任に特例 他社からの臨時選任認める

必要ない員数の運転者が確保されていないと判断されない。

3. 他の一般貨物自動車運送事業者(例えば、臨時派遣運転者を常時選任している事業者)からの臨時派遣運転者については、派遣先事業者ではなく、他の一般貨物自動車運送事業者(派遣元事業者)において、安全規則第10条に定める必要な指導及び監督が行われていること。

4. 前述3項の措置は、災害時等の緊急を要する状況に限り適用される措置である。

予算概算要求概要

国交省
9年度

国交省は8月28日、令和9年度予算概算要求概要を公表した。

予算概算要求額は、一般会計8兆7694億円、東日本大震災復興特別会計359億円、財政投融资2兆134億円。

物流・自動車局関係予算概算要求概要では、9年度概算要求額として1186億円(前年度比1.7倍)を

5本柱に要求額大幅増額 物流革新の抜本的強化へ

国土交通省は、このうち、物流関連は209億4800万円(同8.0倍)となった。トラック運送業界関連の要求内容(カッコ内は要求額、対前年度比)は、「総合物流施策大綱」を踏まえた物流革新の抜本的強化、自動車運送事業および整備業における人材確保等の推進、自動車運送社会に対応した生産性向上・商慣行の見直しと人材の確保(169億4800万円の内数)の実現に向けた自動車分野のGXの推進、自動車事故被害者救済、事故防止・安全対策の推進等―を予算の5本柱として促進事業(30億円)、「荷

主・物流事業者・消費者の行動変容促進(4億2500万円)、「ラストマイル配送の持続可能な提供の確保(1億7500万円)、「中小物流事業者の労働生産性の向上(30億円の内数)、「持続可能な物流の実現に向けた人材の確保・育成(3億5000万円)を、「自動車運送社会の実現」として「自動車運送トラック実装加速化事業(18億円、2839.1倍)を計上した。

このほか、「人材確保等の推進」では「自動車運送業における外国人材の適正な受入環境の確保(6000万円、10.5倍)、「GXの推進」では「商用電動車の性能評価・導入促進事業(6億6000万円、新規)、「事故防止・安全対策の推進」では「自動車運送事業の安全総合対策事業(23億8400万円、1.3倍)、「自動車運送事業の安全対策事業(5億2500万円、1.4倍)などを計上した。

フロン漏えい防止へ トラック冷凍冷蔵機器を助成対象に

東京都環境局

東京都は、フロン漏えいを早期に検知できる遠隔監視技術の導入費用の一部を助成する「フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業」を実施している。令和8年度から、トラックの冷凍冷蔵機器も新たに助成対象に追加したため、都内の温室効果ガス排出量の約1割を占めるフロン排出量の削減、ゼロエミッション東京の実現に向けて、利用を呼びかけている。概要は次の通り。

▽助成対象事業者は、都内で事業所を所有・使用している事業者(大企業、中小企業者、個人事業主など)

▽助成対象技術は、業務用空調機器・輸送用機械式冷凍ユニットに導入される遠隔監視技術(東京都環境公社ホームページ(HP)の登録技術一覧に掲載)

▽助成対象経費は、助成対象技術の機器費、工事費、通信費、サービス利用費※通信費・サービス利用費は利用開始日から1年間の費用が対象

▽問い合わせ先は、技術支援部技術課環境改善係フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業ヘルプデスク(☎03・36633・2282 ※平日午前9時〜12時、午後1時〜5時)

天然ガストラックは物流のエネルギーセキュリティ向上と大気環境改善を実現します。



石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。



企画部 NGV 事業グループ 〒105-8527 東京都港区海岸1-5-20 Tel.03-5400-6774

<http://eee.tokyo-gas.co.jp/product/ngv/>



運輸 点描

活用の一つとして、道路の混雑状況を踏まえ、輸配送ルートをもどのように変更すれば最適なのかをAIが分析し、動態管理システムと連動させて、ルート変更情報を全車両に一斉に知らせるといった仕組みも考えられる。そのベースとなるシステムは、すでにできているようだ。

もつとも、各社が同じシステムを使えば、全事業者のトラックが同じルートに集中し、新たな混雑を招く可能性もある。しかし、これもAIを個人レベルではなく、会社組織として活用する一つの事例といえる。

（物流ジャーナリスト
森田富士夫）

森田 富士夫

が△13・6で同5・4^ポ、
それぞ**れ悪化する見込み**
(以下、指標の動向は今
回調査比)。運転者の採
用動向は△3・9で9・
3^ポ低下、同雇用動向は
93・8で3・9^ポ上昇し、
労働力の不足感が強くな
る見込み。

これらを踏まえ、景況

特積貨物では輸送数量
が△17・3で26・9^ポ、
運賃・料金の水準が25・
0で15・4^ポそれぞれ悪
化することから、営業収
入は5・8で11・5^ポ、
営業利益は5・8で3・
8^ポそれぞれ悪化する見
込み。

被災企業の雇用維持を支援

れた事業主が、労働者の雇用を維持するため、一時的休業や教育訓練なかる休業手当や賃費用の一部を助成

また、従業員数が前年同期より増えている事業所についても、助成対象となる。これまでは、労働者と派遣労働者の合計人数の最近3か月の平均

特例の対象となるのは、発災日の7月28日から9年1月27日までの間に開始した休業など。厚生省は、労働政策審議会職業安定分科会から答申を受け、関係省令を速やかに公布し、8月25日に施行した。

令和8年熊本地震の災害に伴う
雇用調整助成金の特例措置を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働時間の短縮を図った場合に、休業手当、出向手当の一部を補助するものです。

特例措置の内容

令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主に対しては休業の開始年月28日を超えて令和8年11月27日までと延長されます。

特例措置の対象となる事業主は、令和8年10月1日より休業、教育訓練又は出向を開始した事業主です。

また休業の開始が休業前、休業中の休業発生後であれば、約13か月期間を要する場合があります。

企業の事業見込を対象とした特例措置

- 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小する事業主が対象となります（国・自治体）
- 生産指図の短期間短縮3か月以下1か月目以降のみです
- 短縮3か月目の雇用指図が前年比で増加しても助成対象となります
- 休業発生後に事業活動再開が1年未満の事業主も助成対象となります
- 計画後の事後提出も可となります

熊本地域内の事業系見込を対象とした追加特例措置

- 就業指図のルールを厳格化します
- 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを適用します（国・自治体）

厚生労働省

健康起因事故の防止へ 助成金拡充周知徹底を

東京都トラック協会が、健康起因事故の防止を目的として、労務厚生関係事業の助成金拡充周知徹底を徹底する。今回は、8・9



大高委員長



東ト協 労務厚生委員会

東京都トラック協会が、健康起因事故の防止を目的として、労務厚生関係事業の助成金拡充周知徹底を徹底する。今回は、8・9年度の新任・再任委員による初の委員会となり、委員長には大高副委員長が引き継ぎ就任。副委員長には委員長の指名により、内田發子(大田支部・西野毅(城東支部)両氏が就任した。

健康起因事故の防止は増加しており、過労死等が他産業より高水準で発生している状況は変わらない」と指摘。その上で、「委員会では、睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査を推奨したい」と述べた。

議事ではまず、労務厚生関係事業の概要と実施状況について報告。健康労働促進のうち、健康起因事故の防止、労務管理の推進、福利厚生対策の推進について、昨年度の実績と今年度の事業計画を比較しながら説明した。

このうち、健康起因事故の防止では、今年度から定期健診受診費用の助成額の上限をトラックドライバー1人当たり2000円から3000円に増額した。また、SASスクリーニング検査の助成額も1500円から2500円に引き上げた。

SASスクリーニング検査は、全日本トラック協会の助成との併用が可能。こうした助成制度の8年7月末時点の執行状況では、申請件数が前年同期を上回っているとの報告があった。

このほか、委員会の行事日程を確認するとともに、東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施した、健診助成金の活用状況調査結果について報告。助成金の活用促進に向け、支部を通じて会員事業者への周知を徹底することとした。

トラック適正化二法による主な改正内容 自動点呼の導入説明とデモ研修・勉強会

土交通省で開催された「第1回物流政策推進

東ト協品川支部(石川康司支部長)・大田支部(谷口眞二支部長)は8月31日、大田区産業プラザ(ピオ)で、合同による「トラック適正化二法による主な改正内容・自動点呼の導入説明並びにデモ」についての研修・勉強会を開催した。

両支部を代表した石川支部長のあいさつでは、物流を取り巻く環境が今後とも変化していくことを踏まえ、「最新の情報を継続的に把握し、各社が必要な準備や導入時期を見定めることが重要」と強調。自動点呼の導入について、大田支部の業務を確実に実施するための選択肢として、早い段階から情報収集や検討を進めるよう呼びかけた。

また、講師代表として、東京運輸支局の川村英輝(ピオ)で、合同による「トラック適正化二法による主な改正内容・自動点呼の導入説明並びにデモ」についての研修・勉強会を開催した。

両支部を代表した石川支部長のあいさつでは、物流を取り巻く環境が今後とも変化していくことを踏まえ、「最新の情報を継続的に把握し、各社が必要な準備や導入時期を見定めることが重要」と強調。自動点呼の導入について、大田支部の業務を確実に実施するための選択肢として、早い段階から情報収集や検討を進めるよう呼びかけた。

また、講師代表として、東京運輸支局の川村英輝(ピオ)で、合同による「トラック適正化二法による主な改正内容・自動点呼の導入説明並びにデモ」についての研修・勉強会を開催した。

東ト協 品川・大田支部

研修では、まず川村首席運輸企画専門官が、ドライバー不足などに対する東運支局の取り組みを紹介。次に、桑野敏樹運輸企画専門官が「トラック適正化二法」について説明した。同法では、10年6月までに全面施行予定の事業許可更新制や適正原価制度の導入などが決まっている一方、具体的な運用方法などは引き続き検討されている。

東ト協は、7月14日に国



対効果から廃止することを確認。了承した。委員からは、GEP参加者の拡大に向けてインセンティブは必要であり、さらなる検討が必要との意見も出された。

このほか、「国際物流総合展2026」エコプ

協同組合連合会KITT事業部長の武田宗晴氏が「自動点呼の導入の必要性」について解説。自動点呼制度の概要を説明し、運行管理者の業務を機器によって支援する自動点呼の仕組みや、導入に当たつてのポイントを紹介した。その後、デモンストレーションとして、自動点呼機器メーカー13社が機器の特徴や機能を紹介するとともに、参加者は実機に触れて操作確認を行った。

16日(木) 10時引越専門部会引越管理者講習(全ト総会館)▼13時30分海上コンテナ専門部会役員会(大井7号コンテナターミナル)▼15時関東・甲信越重量部会迅速化(トラック)ワーキンググループ(東ト総会館/Web併用)▼16時第26期物流経営士課程修了式(東ト総会館)▼16時40分同記念パーティー(同)

28日(月) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)▼29日(火) 15時ロジ研海外交流委員会(東ト総会館)▼16時同セミナー(同)

日程ボード

〔9月16・30日〕

18日(金) 九都県市合同防災訓練(相模原市)▼15時ロジ研研修委員会正副委員長会議(東ト総会館)

協会 日誌

〔8月16・31日〕

21日 初任運転者特別講習▽出版・印刷・製本・取次専門部会役員会▼25日 労務厚生委員会▼関東・甲信越重量部会正副部会長会議

26日 環境委員会

29日(火) 15時ロジ研海外交流委員会(東ト総会館)▼16時同セミナー(同)

30日(水) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

31日(木) 10時30分物流政策委員会(東ト総会館/Web併用)

東京都への特別要望

東ト協
9年度

東京都トラック協会の「令和9年度東京都への特別要望」では、2030年に予測される輸送能力の減少を解消し、東京の輸送能力不足を顕在化させないため、全10項目を要望項目とし、トラック運送事業の経営基盤確立対策をはじめ、4項目を重点要望とした(1面に関連)。

1 トラック運送事業の経営基盤確立対策 **重点要望**

当協会は、東京都運輸事業振興助成交付金を活用して、交通安全対策、環境対策、緊急輸送対策等、公共性を踏まえた取組みを多角的に展開しております。

令和8年度の交付額は約8億9千6百万円で、昨年度に比べ増額していただきました。しかしながら、交付額の算定では、地域の軽油使用量とその根拠のベースとされておりますが、地価上昇の影響により、駐車場が近隣県へ転出するとともに、都内から給油施設がこの数年大幅に撤退していることから、都内での軽油購入量は年々減少しております。

また、今後もトラック運送事業者のさらなる環境対策への取組みにより燃料使用を削減していけば、その結果、業務内容や稼働車両の状況にかかわらず、交付額が長期的に減少していくことが容易に想定されます。

本年4月、軽油引取税の暫定税率が廃止されたものの、議員立法により、交付金制度については5年間継続されることとなりましたが、交付額の減少又は制度廃止は、当協会が行っている事業を著しく停滞させ、健全なトラック運送事業の維持発展に与える影響は甚大であり、その結果、東京の物流機能の確保が困難となることは明らかであります。つきましては、来年度以降も、交付額が本年度以上となるようお取り計らいいただきたい。

2 労働生産性の向上や労働環境改善に向けた支援

都内のトラック運送事業者は、年々減少しているうえに、若年層の運転免許保有者の減少や他産業に比べて賃金水準が低く、また、長時間労働等によりトラックドライバーの確保が困難な状況となっております。そうした状況を改善するため、引き続き、以下の取組みを強力に推進していただきたい。

①DX推進の支援

中小事業者における省人化を進める労務管理システム、価格交渉に資する原価計算システム等の導入や、点呼支援機器(AIロボット等)等、物流DXの推進に資する支援をしていただきたい。

②休憩等のための駐停車スペース等の整備

労働生産性の向上や労働環境の改善を進めるには、トラックドライバーの休憩・食事をとる場所及びトイレの確保が重要であります。昨年度、東京都においては、貨物車駐車スペースの提供をしていただきましたが、駐停車スペースを含む休憩等の場所の確保やトイレ施設の整備をさらに促進していただきたい。

3 多様な人材が就労できるような労働力対策 **重点要望**

現在の就労環境の中では、トラック運送事業者の取組みだけでは深刻なトラックドライバーの担い手不足を改善することは困難であります。トラックドライバーの平均年齢は50歳を超え、年々上がっていく傾向であります。事業存続のために、若年層や女性の人材採用と定着に向けた教育の支援や働きやすい職場環境整備の支援などを今後もさらに促進していただきたい。

また、令和6年3月に特定技能制度の対象分野に「自動車運送業」が追加されてからは、外国人トラックドライバーの採用について検討・取組みを進めているところでありますが、採用には多額のコストがかかる状況です。特定技能制度を活用した外国人ドライバーの円滑な受入れのために、人材採用、安全教育、日本語研修等に係る支援をしていただきたい。

4 車庫の確保・維持への支援

トラック運送事業者が、都内での事業活動を円滑に行い、物流機能を維持するには、都内にトラックを常駐させることが必須です。

しかしながら、トラック常駐に必要な車庫用地の確保が難しくなっており、特に、中小企業が大半を占めるトラック運送事業者にとっては、経営状況が厳しい中で、車庫の維持・管理費用は、極めて大きな負担となっており、まさに、日本で最も高いコストをもって物流サービスを維持している状況です。

都内のトラック台数が年々減少することにより、物流網が弱体化すれば、地元産業の衰退や都民生活の利便性低下に直結しかねません。ついては、遊休地の貸与・車庫経費の助成など車庫の維持に向けた支援を新たに実施していただきたい。

5 高速道路の料金対策

①利用促進に向けた営業車用料金体系の創設

緑ナンバートラックの高速道路料金については、物流が都民生活や経済を支える重要な社会インフラであることを考慮し、昼間の活用を視野に入れた料金水準の抜本的な見直しを行い、現行料金の割引となる新たな制度を創設し、高速道路の利用促進を図っていただきたい。

②首都高速における大口・多頻度割引制度の維持・継続 **重点要望**

現在、燃料価格や車両価格等の高騰と人手不足に直面しており、これ以上の負担増は事業の継続を危うくし、サプライチェーンの分断を招きかねません。

つきましては、持続可能な物流を維持するために、中型車以上の大口・多頻度割引拡充措置の「令和12年7月からの縮小」及び「令和13年3月末での終了」の方針を撤回し、首都高速における現行の割引制度の維持・継続を図られたい。

③ターミナルチャージの整理

現在、首都高速道路からNEXCO管理道路へ続けて通行する場合など、道路会社をまたぐ連続利用の際に、道路会社ごとにターミナルチャージとして150円が付加されております。首都圏高速道路利用のシームレス化の観点から、複数回発生するターミナルチャージの発生回数を1回に削減していただきたい。

④サービスエリア・パーキングエリアにおける大型トラック駐車スペースの拡充

主要幹線道路のサービスエリア(SA)及びパーキングエリア(PA)における大型トラック用駐車マスの慢性的な不足により、ドライバーが法定休憩を取ることが極めて困難となっています。物流の停滞を防ぎ、荷主企業や消費者に安定した輸送サービスを継続するため、ドライバーが安心して心身を休められる駐車スペースの整備・拡充を図られたい。

6 燃料価格高騰への支援

エコドライブの徹底、運行効率化などの自助努力や荷主企業との価格転嫁交渉を必死に続けておりますが、他業種に比してエネルギー費の価格転嫁率は低く、自社努力のみでは到底吸収しきれない危機的な状況です。地域の経済や都民生活のライフラインである物流を今後も維持・確保していくために、国等の状況を加味しつつ、引き続き、燃料支援対策を実施していただきたい。

7 高騰する車両価格への対応と、交通安全対策システムへの支援

①新規車両購入に係る支援

安全対策、環境対策として定期的に車両の買換えを進めており、これには、トラックの購入から納車までに1年近くかかるため、計画的に購入を進めることが必須です。しかしながら、車両の買換えにおいては、車両価格をはじめ架装費用等が高騰していることから、車両購入を計画的に進められないのが現状です。つきましては、新規車両購入に係るさらなる支援を検討していただきたい。

②安全対策システム導入への支援

安全・安心な輸送の確保を最優先課題に掲げ、運行管理の徹底やドライバー教育など、日々、多面的な安全対策に自主的に取り組んでおりますが、悲惨な交通死亡事故をさらに防いでいくためには、ヒューマンエラーをハード面から補うASV(先進安全自動車)関連機器の導入が不可欠です。衝突被害軽減ブレーキや後方視野確認を支援するバックアイカメラなど、ASV関連機器の導入に対する支援を検討していただきたい。

8 環境に関する取組みへの支援

①ゼロエミッション・ビークル(ZEV)トラックの普及促進 **重点要望**

燃料電池(FCV)トラックや電気(EV)トラック等のZEVトラックの導入に当たり、助成制度を設けていただいているところでありますが、車両導入経費や燃料費の実質負担が、ディーゼルトラックと比して著しく割高で過大となっております。また、水素ステーション等の規格、所在地や利用時間の制約などにより、FCVトラックの導入が進まない状況にあります。

経済的・運用的な不安なくZEVトラック等の導入に踏み切れるよう、インフラの整備を進めていただくとともに、導入に際して、ディーゼルトラックより低負担になるよう、補助対象となる経費の範囲や補助単価・上限額をさらに見直していただきたい。

②東京都貨物輸送評価制度の拡充

東京都は、CO₂排出量削減を支援する仕組みとして、エコドライブ等の日常的な努力を実走行燃費で評価する貨物輸送評価制度を実施しております。本制度は、当協会の事業であるグリーン・エコプロジェクトなどの環境に配慮した取組みを強く後押しするものであり、来年度以降も引き続き実施していただきたい。

また、取得事業者に対する助成や荷主事業者等への啓発をさらに行うとともに、取得のメリットを強化するため、インセンティブ策を拡充していただきたい。

9 道路整備の促進

①首都圏三環状道路の整備促進

都内の高速道路の円滑な利用や都心環状線の渋滞解消を図るためには、外環道をはじめ首都圏三環状道路の全線開通は、必要不可欠な対策の一つであり、早期開通に向け整備を促進するよう、適切に対応していただきたい。

②安全安心な道路整備計画の推進

安全対策や道路の有効活用を図るためには、トラック輸送等の物流に対応した道路整備計画を推進していくことが重要であります。輸送効率化に対応したトラックの大型化には、道路インフラの高規格化等による整備・拡幅が必要となることから、計画段階において想定した道路整備を進めていただきたい。

10 駐車規制の緩和

①貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し

多頻度小口配送の定着により、荷物の集配作業は非常に頻雑化しております。しかしながら、幹線道路では自転車専用レーンの設置が進み、時間制限駐車区間が減少しつつあるとともに、民間駐車場は、その利用料金から容易な利用が難しく、業務に支障が発生しております。駐車規制の緩和について、経済活動の維持のためにも、交通実態等に応じたきめ細かな取組みを推進していただきたい。

②無償提供される貨物車駐車スペースの拡充

「東京物流ビズ」の中で、物流効率化のプロジェクトを展開し、この取組みの一環として、荷さばきを目的とした貨物車駐車スペースの無償提供を開始していただいておりますが、都心部においては、路上駐車車両による集配業務の阻害などにより、荷さばきスペースなどの駐車場所が依然として不足している状況にあります。そこで、都心部を中心に無償提供の貨物車駐車スペースを拡充していただきたい。

フェスタ開催へ最終確認

本部・支部の協力求める

東京都トラック協会ト
ラックフェスタTOKY
O2026実行プロジェ
クト(森本勝也リ
ーダー)は9月2
日、東ト総合会館
で第3回支部担当
者会議(Web併
用)を開催し、当
日のスケジュール
や会場レイアウ
ト、出展内容、本
部担当業務、緊急
時の対応など、開
催に向けた最終確
認を行った。フェ
スタ終了後は各
支部へのアンケ
ーを実施し、感想

東ト協 支部担当者・役職員・WG会議



求めた。
森本リーダーは、「開
催まで10日を切り、成功
に向けて本部・支部が一
体となる必要がある。天
降の運営や内容の改善に
生かすこととし、協力を
求める。」
澤幡リーダーは、「支
部担当者や役職員への説
明会を実施し、概ね理解
いただけた。WGメンバ
ーが当日の流れを把握
し、確認すべきことに漏
れがないよう、全体がス
ムーズに進むよう協力を
お願いしたい」と述べた。
フェスタ2026は、
9月12日午前9時30分か
ら午後4時30分まで、渋
谷区の代々木公園で開催
する。前日の11日には、
出展資材などの搬入・設
置作業を行う。

36協定・適正化二法を周知

東ト協台東支
部(松本有司支
部長)・深川支
部(高橋圭一郎
支部長)・城東
支部(浅野利幸
支部長)・墨田
支部(眞田浩支
部長)・葛飾支
部(眞田明男支
部長)・荒川支
部(金原裕一支
部長)は9月1
日、墨田区の曳舟文化セ
ンターで、6支部合同「ト
ラック関連法並びに20
24年問題対応36協定研
修会」を開催した。
開会に当たり、眞田墨
田支部長があいさつ。「物
流業界は国民生活・経済
活動の基盤
であり、ト
ラックドラ

東ト協 6支部合同研修会



イバーの社会的地位向上
や運送業界の質の向上に
向け、関連法が改正され
た。法改正の最新状況や
36協定について確認する
機会として、しっかりと対
応していただきたい」と
述べた。
第1部では、東京働き
方改革推進支援センター
センター事業専門家 城
東地区担当・社会保険
労務士)の吉元康裕氏が
『2024年問題対応36
協定研修会』を見逃す
な!2024年問題 最
大の落とし穴」をテー
マに、2024年問題の
正しいチェック方法や、
運送業のための36協定の
書き方、よりリスクを抑

えるための手法について
説明した。国が定めたの
は「年間960時間の上
限規制」だけではなく、
36協定の記載を誤ると、
960時間以内であっても
違反となる場合がある
として、注意を促した。
第2部では、全日本ト
ラック協会企画部長の金

子貴史氏が「トラック運
送業に係る法改正など
について」と題して講演。
総合物流施策大綱20
26年度(2030年
度)、貨物運送事業法な
どの改正、取適法(製造
委託等に係る中小受託事
業者に対する代金の支払
の遅延等の防止に関する
法律)、遠隔点呼機
器を介して営業所間
または事業者間で行
う点呼告示の改正に
ついて解説した。

このうち、適正原
価については、設定
すべき水準や期間の
考え方などを具体的
に説明。適正原価を
計算できる算定式が
示される方針につい
て、会員事業者から
の意見を踏まえて検

◎運行中は前方や周囲の交通状況にも注意を払うこと。また、「かもしれない運転」を励行し、未然に危険を回避できるよう努めること。

日時	8月20日(木) 13時21分頃発生(晴天)
場所	調布市内(都道・武蔵境通り)
当事者	①自転車(男性70代死亡)×②事業用大型貨物車(男性60代) ※被害は過失の割合を示すものではありません
状況	調布市小島町 至 富士見町 至 下石原
概要	事業用大型貨物車が、武蔵境通りを富士見町方向から下石原方向に進行し、停車中の路線バスを右後方から追い抜こうとした際、路線バスの後方から右方に進路変更した自転車に衝突し転倒させ轢過したものの、

問い合わせ先：東京都トラック協会 業務部交通・環境G ☎03-3359-3618
※事故速報は東ト協ホームページでPDFデータも掲載しています

トラック事故速報 死亡事故

10月16日開催

健康管理セミナー

健康経営の手法などを学ぶ

東ト協と全日
本トラック協会
は10月16日、令
和8年度「健康
管理セミナー」
『トラック運送
事業者が押さえ
ておきたい健康
管理の手法と健
康経営』を共催する。
時間は午後1時30分
4時、会場は東ト総合会
館7階大会議室。対象は、
東ト協会員事業者の経営
者・管理者・総務担当者
など。定員は70人(1社
2人まで/先着順、定員
になり次第締め切る)。
講師は、ヘルスケアネッ
トワーク(ochis)
副理事長の作本貞子氏
と、同保健師の安島なつ
き氏。
セミナーでは、「運輸
ヘルスケアナビステ
ム」を活用した健康診断
結果のフォローアップ
や、「健康経営優良法人
認定制度」について解説。
このほか、熱中症対策や
ストレスチェック、治療
と就業の両立支援指針な
ど、押さえておきたい健
康管理の手法や、加齢に
伴う心身の変化に向き合
う従業員に必要な健康管
理について、ポイントを
紹介する。なお、受講は
安全性優良事業所(Gマ
ーク)取得申請の加点対
象となる。

討が進められていること
を紹介した。また、取
適法による政府の取引公
正化に向けた動きが強ま
っていることから、トラッ
ク・物流Gメンへの通報
が効果的だと指摘した。
▽問い合わせ先「東ト
協業務部交通・環境G」
03-3359-6257

関交協
オリジナル
冊子漫然運転を防止するための
睡眠対策マニュアル

「ドライバーの眠りとその問題」

関交協では運送事業者の皆様とともに、交通事故削減を最重要課題と位置づけ、
様々な事故防止事業に取り組んでおります。

背景(国交省)

- ・多重追突事故の原因が
指導不足と公表
- ・睡眠時無呼吸症候群
(SAS) マニュアルの
改訂
- ・スクリーニング検査実
施の有無の報告義務

対策

- ・医学博士 高橋正也氏
監修
『漫然運転を防止する
ための睡眠対策マニ
ュアル「ドライバーの眠
りとその問題」』
作成

活用方法

- ・事業者の安全教育に
活用
- ・ドライバー指導教材
として利用
- ・漫然運転防止
→事故削減

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで

TEL: 03-5337-1754

MAIL: ansui@kankokyo.or.jp

運送事業者が取り組むべき内容を整理し、指導・教育にご活用いただけます。



QRコードから
すぐにお問い合わせ



関東交通共済協同組合

「適正原価の設定に向けた有識者検討会」

国土交通省は8月26日、中央合同庁舎3号館10階共用会議室で第2回「適正原価の設定に向けた有識者検討会」(座長・山内弘隆一橋大学名誉教授、Web併用)を開催した。専門委員として出席した全日本トラック協会の寺岡洋一会長と馬渡雅敏副会長が、適正原価の制度設計・運用について意見や要望を述べた。

同検討会では、適正原価の設定に向けた論点整理と方向性について議論しており、今回は全ト協をはじめ、全日本運輸産業労働組合連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国農業協同組合中央会、出版文化産業振興財団から個別ヒアリングを行った。



「適正原価を下回らない取引が義務付けられ、事業許可更新の要件となる」として、適正原価の根幹となる制度であるとし、トラック運送事業者、特に実運送を担う中小事業者の実態に即した、きめ細かな制度設計を要望した。また、荷主との交渉力が弱い事業者が、運賃交渉の際に参考指標として活用できる、実用的なモデル運賃・タリフと適用方等を別途示すとともに、荷主との運賃交渉に当たっての具体的な

ことを踏まえ、「トラック運送業界はほとんどが中小事業者であり、多くの事業者は荷主との交渉力が極めて弱い」と指摘。荷主の理解と協力が不可欠として、実効性のある強力な支援を訴えた。

同検討会では、適正原価の設定に向け、①料金の位置付け・取り扱い、②適正原価の運賃・料金水準への影響、③実車率・回送料金の取り扱い、④物流効率化のインセンティブの担保、⑤物価変動への対応・改定頻度、⑥輸送の安全確保のために必要な経費、⑦事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、⑧トラック事業者・荷主等による実務面での対応

全ト協、実効性ある制度を求める

進め方などを示すガイドラインを、国で作成するよう求めた。さらに、交渉が難航した場合に事業者が相談できる常設窓口を設置するなど、国による強力な支援を訴えた。

厚労省は、適正原価の位置付け・取り扱い、②適正原価の運賃・料金水準への影響、③実車率・回送料金の取り扱い、④物流効率化のインセンティブの担保、⑤物価変動への対応・改定頻度、⑥輸送の安全確保のために必要な経費、⑦事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、⑧トラック事業者・荷主等による実務面での対応

厚労省は、適正原価の位置付け・取り扱い、②適正原価の運賃・料金水準への影響、③実車率・回送料金の取り扱い、④物流効率化のインセンティブの担保、⑤物価変動への対応・改定頻度、⑥輸送の安全確保のために必要な経費、⑦事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、⑧トラック事業者・荷主等による実務面での対応

厚労省は、適正原価の位置付け・取り扱い、②適正原価の運賃・料金水準への影響、③実車率・回送料金の取り扱い、④物流効率化のインセンティブの担保、⑤物価変動への対応・改定頻度、⑥輸送の安全確保のために必要な経費、⑦事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、⑧トラック事業者・荷主等による実務面での対応

厚労省は、適正原価の位置付け・取り扱い、②適正原価の運賃・料金水準への影響、③実車率・回送料金の取り扱い、④物流効率化のインセンティブの担保、⑤物価変動への対応・改定頻度、⑥輸送の安全確保のために必要な経費、⑦事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、⑧トラック事業者・荷主等による実務面での対応

厚労省は、適正原価の位置付け・取り扱い、②適正原価の運賃・料金水準への影響、③実車率・回送料金の取り扱い、④物流効率化のインセンティブの担保、⑤物価変動への対応・改定頻度、⑥輸送の安全確保のために必要な経費、⑦事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、⑧トラック事業者・荷主等による実務面での対応

厚労省は、適正原価の位置付け・取り扱い、②適正原価の運賃・料金水準への影響、③実車率・回送料金の取り扱い、④物流効率化のインセンティブの担保、⑤物価変動への対応・改定頻度、⑥輸送の安全確保のために必要な経費、⑦事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、⑧トラック事業者・荷主等による実務面での対応

厚労省は、適正原価の位置付け・取り扱い、②適正原価の運賃・料金水準への影響、③実車率・回送料金の取り扱い、④物流効率化のインセンティブの担保、⑤物価変動への対応・改定頻度、⑥輸送の安全確保のために必要な経費、⑦事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、⑧トラック事業者・荷主等による実務面での対応

時間外労働指導見直しへ

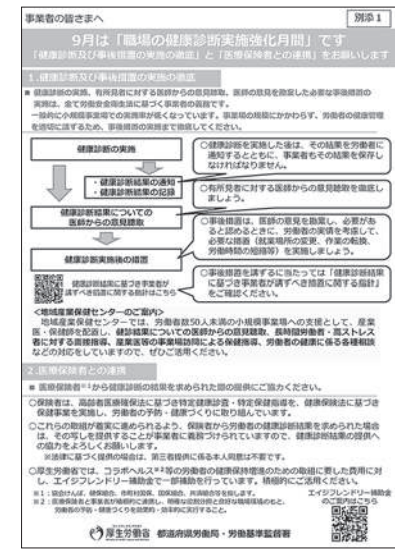
厚労省 健康・福祉確保措置重点に

厚労省は、このほど、時間外労働を巡る企業への相談・支援や労働基準監督署による監督指導を9月1日から見直す。時間外・休日労働の削減だけに着目した一

律の指導を改め、労使間で締結した36協定に基づく健康・福祉確保措置の実施状況を、重点的に確認する。具体的には、全国の働き方改革推進支援センターに、36協定や特別条項の締結、柔軟な労働時間制度の活用を支援する「専門相談窓口」を設置する。また、同センターと労基署の労働時間相談・支援班がチームを組

み、企業を訪問して36協定などについて助言するアウトリーチ型の支援も実施する。さらに、よろず支援拠点や商工会議所などの連携を強化し、労務相談に加え、経営課題にも対応できる体制を構築する。一方、労基署による監督指導では、時間外・休日労働の時間数だけを基

準に、1か月45時間以内への削減を求める一律の指導を見直す。今後は、各事業場が36協定で定める健康・福祉確保措置の実施状況を、重点的に確認し、その状況に応じて必要な指導を行う。



準に、1か月45時間以内への削減を求める一律の指導を見直す。今後は、各事業場が36協定で定める健康・福祉確保措置の実施状況を、重点的に確認し、その状況に応じて必要な指導を行う。

ただ、長時間労働への対応を緩めるわけではない。厚労省は、各事業場の実態から、過重労働による健康障害が生じる恐れが高い場合には、これまで通り必要な指導を行うとしている。

また、昨年度と同様に、同研修のオンライン研修も実施する予定。申し込みは、自動車整備関係研修オンライン予約サイトからの事前予約。電話・FAX・メールによる受付は行わない。詳細は、東運支局HPを参照。

10月以降6回

(テキスト)の会場での配付・販売はしないため、必要な場合は、事前に東運支局ホームページ(HP)からダウンロードし、各自で用意すること。研修当日の整備管理者手帳の販売はないため、手帳を持つていない場合は修了証が交付される。

また、昨年度と同様に、同研修のオンライン研修も実施する予定。申し込みは、自動車整備関係研修オンライン予約サイトからの事前予約。電話・FAX・メールによる受付は行わない。詳細は、東運支局HPを参照。

▽問い合わせ先 東運支局整備・保安部門(03-3458-9231 / 音声ガイダンス3)

一般健診と事後措置の徹底を

厚労省は、このほど、関係団体に対し、「職場の健康診断実施強化月間」に関する協力依頼を発出し、周知を求めている。全衛生法に基づく一般健

診の実施や、健診結果に基づく医師からの意見聴取、事後措置などの適切な実施を促すため、集中的・重点的に啓発を行っている。

強化月間の重点事項は、次の通り。
(1) 一般健康診断
・ 一般健康診断の実施、医師からの意見聴取および事後措置などの実施の徹底
・ 一般健康診断結果の記録の保存、労働基準監督署への報告の徹底
・ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師または保健師による保健指導の実施
(2) ストレスチェック制度の適切な実施など
(3) 健康保持増進措置などの適切な実施
(4) 職場環境に起因する疾病の防止の推進
(5) 治療と就業の両立支援の周知
特に、小規模事業場では定期健康診断、事後措置などおよび保健指導の

る保健指導の実施
・ 小規模事業場における留意事項
・ 地域保健との連携(コラボヘルス)
・ 外国人労働者に関する留意事項
・ 派遣労働者の健康診断・個人事業者等に関する留意事項



動物だからな...

動物だからな...

動物だからな...

動物だからな...

開催日	会 場	住 所
10月13日(火)	きゅりあん	品川区東大井5-18-1-8F
10月27日(火)	かめありリリオホール	葛飾区亀有3-26-1 リリオ亀有9F
11月4日(水)	タワーホール船堀	江戸川区船堀4-1-1-5F
11月10日(火)	かめありリリオホール	葛飾区亀有3-26-1 リリオ亀有9F
12月3日(木)	小金井宮地楽器ホール(大ホール)	小金井市本町6-14-45-3F
12月16日(水)	小金井宮地楽器ホール(大ホール)	小金井市本町6-14-45-3F

トラック運送業 労務管理のポイント

NACマネジメント研究所 所長
小林 弘和(社会保険労務士)

『8年度の最低賃金額の改定について』



1. 令和8年度地域別最低賃金額の改定

毎年10月に地域別最低賃金が改定されますが、今年も改定の時期が近づいてきました。

本年7月28日の中央最低賃金審議会(中賃)で取りまとめられた今年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申によると、全都道府県加重平均で55円(4・9%)の引き上げが目安とされました。昨年度の66円(6・3%)と比較すると、引き上げ額・率は低下したものの、引き続き大幅な改定が続いています。

この答申に基づき、各都道府県労働局に設けられた地方最低賃金審議会、改定額が答申され、改定額の全国加重平均額は1177円になりました。関東地区では、東京都と神奈川県がそれぞれ54円引き上げの1280円、1279円と、いずれも目安通りの答申となっています。一方、埼玉県と千葉県はそれぞれ55円引き上げの1196円、1195円、栃木県と群馬県はそれぞれ57円引き上げの1125円、1120円と、いずれも目安を上回りました。特



茨城県は62円引き上げの1136円で、目安を大きく上回る答申となっており、中賃が示した目安を上回る答申が相次いでいます。

2. 最低賃金のチェック方法と留意点

(1) 最低賃金のチェック方法

各社で支払われる賃金が、最低賃金額以上となっているかを確認するには、最低賃金の対象となる賃金額を次の方法で時間額に換算し、適用される最低賃金額と比較します。なお、すべての地域別最低賃金は時間額で定められています。

【最低賃金の基本的な計算方法】
(ア)時間給制の場合…時間給÷最低賃金額
(イ)日給制の場合…日給÷1日の所定労働時間≧最低賃金額
(ウ)月給制の場合…月給÷1か月平均所定労働時間≧最低賃金額
(エ)出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金の場合…(出来高払制その他の請負制による賃金)÷(出来高払制その他の請負制による賃金)≧最低賃金額

本年は、中東情勢などによる燃料費やその他物価の高騰などに伴うコスト増加により、引き続き運送業を取り巻く経営環境が厳しい中、6年連続で最低賃金額が大幅に引き上げられます。改めて、自社の賃金支払いに最低賃金法上の問題がないか確認することが重要です。

(2) 最低賃金をチェックする際の留意点

基本的なチェック方法は前記の通りですが、各社の賃金体系を当てはめて確認する場合には、次の点に留意することが必要です。

①賃金体系における手当項目のうち、精皆勤手当・家族手当・通勤手当については、最低賃金額の比較を行う際、これらの手当を控除した額と最低賃金額を比較しなければなりません。

②賃金体系における手当項目のうち、例えば長距離手当、乗務手当など、前記①に該当しない手当については、最低賃金額との比較を行う際、これらの手当を含めて算定した額と最低賃金額を比較します。

ただし、これらの手当が「時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金(残業代)」に該当する手当として支給されている場合は、最低賃金額との比較に含めることはできません。この場合、残業代(割増賃金に該当するものとして支払われている手当を控除した額と最低賃金額を比較します。

また、基本給に一定時間分の残業代を含めている場合や、固定残業代を支給している場合も、残業代(割増賃金)に該当する部分を控除した上で、最低賃金額と比較します。

③ドライバー向けに設定されることが多い「無事故手当」については、最低賃金額との比較を行う際、無事故手当を含めて算定した額と最低賃金額を比較できます。ただし、ドライバーが事故を起こすなどして無事故手当を減額または不支給とするときは、減額または不支給とした後の賃金額が、最低賃金額以上となるようにしなければなりません。そのため、無事故手当を除いても最低賃金額以上となる賃金設定が望まれます。

3. 物流の2024年問題への一層の取り組みの必要性

最低賃金の引き上げにより、所定労働時間に対する賃金額が上昇すると、時間外、休日、深夜の割増賃金額も上昇します。最低賃金の引き上げによる人件費のコスト上昇をできるだけ抑えるには、生産性の向上による労働時間の短縮が重要です。これは、物流の2024年問題への対応にもつながります。今回の最低賃金の引き上げを契機に、物流の2024年問題への対応をさらに強化することが求められます。

ポケット



止まらぬ物価高



まちかど写真家 筑峯 総太

近年、生活を取り巻く物価高騰が止まらない。中東情勢の緊迫化を受けた包装資材のコスト増が価格に反映されたほか、人件費や輸入価格を押し上げる円安も、値上げに拍車をかけている。

分野別では、マヨネーズやドレッシング類、しょうゆなどの調味料が1959品目で最も多く、加工食品の184品目と続く。年間の値上げは、11月までの判明分で1万9083品目に達し、昨年の2万609品目を上回る見込みとなっている。

こうした物価高の背景には、資材価格の上昇に加え、物流費や人件費の増加などがある。長引く物価高の中、低価格のカップ麺への需要も高まりをみせている。節約志向を背景に、「具なしカップ麺」の開発も相次ぎ、売れ行きは上々という。少しでも安いものを求める消費者の生活防衛意識は、ますます強まっている。

こうした物価高の背景には、資材価格の上昇に加え、物流費や人件費の増加などがある。長引く物価高の中、低価格のカップ麺への需要も高まりをみせている。節約志向を背景に、「具なしカップ麺」の開発も相次ぎ、売れ行きは上々という。少しでも安いものを求める消費者の生活防衛意識は、ますます強まっている。

買い物のたびに値上がりの影響を実感しやすいのが「野菜」。天候不順などを背景に、価格変動が続いている。農林水産省の「野菜の生育状況及び価格見通しについて」では、9月は品目によって価格に差が出る見通しで、ニンジン、レタス、ジャガイモ、タマネギなどは平年を下回る一方、きゅうりやトマトは平年を上回るとしている。



by 冴戒 雅也



ナンクロ

同じ数字には同じ文字、違う数字には違う文字を入れ、意味のある言葉になるよう盤面を埋めてください。完成後、解答欄にできる言葉が答えです。

1	2	3	4	5		1	4	3	1	8	7	
6		13		9	5	12	6	11		9	1	10
1	5	6	7		11	6		10	5		5	10
5		7	13	11		12	13		9	14	7	
	10		14	13	9		11	11	15	3		7
1	9	5	7		5	11		5	7		14	14
12	6	7		12	14	9	2	14		10	15	3
13		15	9		8		9	9	2	6	11	
	8	3	9	6	12	13		2	3	9		4
7	10		8		3	4	11		1	2	7	4
9		8	3	10	6		11	15		7	1	
5	8	3		5		1	15	3	9		3	10
10		1	5	7	9	5		1	2	4	6	

【チェック表】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ジ	ユ	ウ	ゴ	ヤ					
11	12	13	14	15					

※大きい「ユ」と小さい「ユ」などは、同じ文字として取り扱います

【解答欄】

14	11	10	12	6	4

応募方法

☆インターネット応募の場合

解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へご入力ください。
<https://www.totokyo.or.jp/>

●正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

●応募締切 9月末日(正解は10月10日号に掲載)

☆はがき応募の場合

官製はがきに、①答え②郵便番号・住所③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8
(一社)東京都トラック協会
総務部広報・情報G「トラック時報」係

★8月10日号「漢字折れ」の正解は「熱帯夜」でした。

目次

「トラックフェスタTO KYO2026」が9月12日、渋谷区の代々木公園で行われる。2015年に大田区の平和島公園で開催されたプレ・フェスタを皮切りに、コロナ禍による中止やオンラインでの開催を挟みながら、ここまで継続してきた◆2006年には、文京区のラクアで「トラックの日」イベント「グッドトラックフェスティバル」が開かれていた。イベントの開催には、規模に応じた費用や人手が必要となる。交付金が減少する中、会員から協賛金を募るなど、時代に合せて開催方法を工夫することは必然で、フェスタ実行プロジェクトでも知恵を絞っていることだろう◆物流業界でも大手企業は、テレビCMなどを通じて企業のブランドとともに、安全や環境への取り組みをアピールしている。中小企業にはハードルが高いため、トラック協会による広報活動は大きな意味を持つ◆イベントに加え、新聞広告やラジオ番組、児童絵画作品コンテストなど、何が正解というものはない。業界が頑張っていることを伝えるため、何ができるのか幅広く検討してもらいたいものだ。